第三節　審議会等

（防衛調達審議会）

第二百十二条　防衛装備庁に、防衛調達審議会を置く。

2　防衛調達審議会は、防衛調達（装備品等及び役務の調達をいう。以下この項において同じ。）に関する規則及び防衛調達の実施に関する計画について調査審議し、並びにこれらに関し、必要に応じ、防衛装備庁長官に対して意見を述べる。

3　前項に定めるもののほか、防衛調達審議会に関し必要な事項については、防衛調達審議会令（平成十二年政令第二百六十二号）の定めるところによる。

第四節　施設等機関

（設置）

第二百十三条　防衛装備庁に、次の施設等機関を置く。

航空装備研究所

陸上装備研究所

艦艇装備研究所

電子装備研究所

先進技術推進センター

札幌試験場

下北試験場

岐阜試験場

（航空装備研究所）

第二百十四条　航空装備研究所は、航空機及び航空機用機器並びに誘導武器についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務（陸上装備研究所及び先進技術推進センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

2　防衛大臣は、航空装備研究所の所掌業務の一部を分掌させるため、所要の地に、航空装備研究所の支所を設けることができる。

3　航空装備研究所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置、所掌業務及び内部組織は、防衛省令で定める。

（陸上装備研究所）

第二百十五条　陸上装備研究所は、次に掲げる業務をつかさどる。

一　火器及び弾火薬類、施設器材並びに車両及び車両用機器についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること（先進技術推進センターの所掌に属するものを除く。）。

二　装備品等の耐弾材料及び耐弾構造についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。

2　陸上装備研究所の位置及び内部組織は、防衛省令で定める。

（艦艇装備研究所）

第二百十六条　艦艇装備研究所は、船舶及び船舶用機器並びに水中武器、音響器材、磁気器材及び掃海器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務（陸上装備研究所及び先進技術推進センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

2　防衛大臣は、艦艇装備研究所の所掌業務の一部を分掌させるため、所要の地に、艦艇装備研究所の支所を設けることができる。

3　艦艇装備研究所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置、所掌業務及び内部組織は、防衛省令で定める。

（電子装備研究所）

第二百十七条　電子装備研究所は、通信器材、電波器材、電子計算機、電気器材及び光波器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務（陸上装備研究所及び先進技術推進センターの所掌に属するものを除く。）並びに防衛装備庁の所掌事務に関する数理研究に関する業務をつかさどる。

2　防衛大臣は、電子装備研究所の所掌業務の一部を分掌させるため、所要の地に、電子装備研究所の支所を設けることができる。

3　電子装備研究所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置、所掌業務及び内部組織は、防衛省令で定める。

（先進技術推進センター）

第二百十八条　先進技術推進センターは、次に掲げる業務をつかさどる。

一　シミュレーション技術（装備品等に共通して必要とされるものに限る。）、ロボット技術並びに放射線、生物剤及び化学剤に対処するための技術に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。

二　装備品等についての人間工学に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、装備品等の開発に応用される先進技術に係る考案及び調査研究に関すること。

四　理化学器材、衛生資材及び個人装具についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。

五　装備品等についての自衛隊において必要とされる科学的調査研究に関すること。

2　先進技術推進センターの位置及び内部組織は、防衛省令で定める。

（研究所及び先進技術推進センターの所掌業務の特例）

第二百十九条　防衛装備庁長官は、特に必要があると認めるときは、第二百十四条から前条までの規定にかかわらず、防衛大臣の承認を得て、臨時に、航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所及び電子装備研究所（以下この条において「研究所」という。）に他の研究所又は先進技術推進センターの所掌業務の一部を、先進技術推進センターに研究所の所掌業務の一部をつかさどらせることができる。

（札幌試験場）

第二百二十条　札幌試験場は、次に掲げる業務をつかさどる。

一　走行その他の方法による寒冷地、積雪地及びぬかるみにおける車両その他の装備品等の性能に関する試験を行うこと。

二　航空機用原動機及び誘導武器用原動機の性能に関する試験を行うこと。

三　航空機及び誘導武器の機体並びに弾火薬類の空気力学試験を行うこと。

2　札幌試験場の位置及び内部組織は、防衛省令で定める。

（下北試験場）

第二百二十一条　下北試験場は、射撃その他火薬類を使用する方法による火器及び弾火薬類の性能に関する試験を行うことをつかさどる。

2　下北試験場の位置及び内部組織は、防衛省令で定める。

（岐阜試験場）

第二百二十二条　岐阜試験場は、次に掲げる業務をつかさどる。

一　航空機及び航空機用機器の性能に関する試験（札幌試験場の所掌に属するものを除く。）を行うこと。

二　航空機を使用して行う航空機搭載誘導武器の性能に関する試験を行うこと。

2　岐阜試験場の位置及び内部組織は、防衛省令で定める。

附則第三項中「第九条の二各号」を「第九条各号」に改める。

附則第八項を削る。